

令和4年度

草津市一般廃棄物処理実施計画

目次

第一 総則	
I 計画の目的	… 2
II 処理計画区域および実施期間	… 2
第二 ごみ処理	
I 一般廃棄物の発生量の見込	… 2
II 一般廃棄物の分別区分	… 3
III 一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施するものに関する基本的事項	… 4～9
IV 排出抑制のための方策	… 10～11
V その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項	… 11～12
第三 生活排水処理	
I 一般廃棄物の排出の状況	… 13
II 一般廃棄物の処理主体	… 13
III 処理計画	… 13
IV その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項	… 14

第一 総則

I 計画の目的

本計画は、令和4年度に草津市内から発生する一般廃棄物に関し、減量化、資源化を促進するとともに、その適正な処理を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項に基づき処理実施計画を定める。

II 処理計画区域および実施期間

- 1 処理計画区域 草津市内全域
- 2 実施期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

第二 ごみ処理

I 一般廃棄物の発生量の見込

1 発生量

(単位:トン)

種 類	家庭から排出される一般廃棄物 (家庭系ごみ)	事業活動で発生する一般廃棄物 (事業系ごみ)	合 計
焼却ごみ類	19,896	15,503	35,399
古紙類	4,331	— 注1	4,331
プラスチック製容器類	996	— 注2	996
ペットボトル類	321	— 注2	321
空き缶類	237	— 注2	237
飲・食料用ガラスびん類	548	— 注2	548
破碎ごみ類	1,022	— 注2	1,022
陶器・ガラス類	374	— 注2	374
乾電池	26	— 注2	26
蛍光管	11	— 注2	11
粗大ごみ	1,017	5	1,022
動物死骸	2	7	9
合 計	28,781	15,515	44,296

注1：事業系ごみのうち、古紙類（産業廃棄物の紙くずを除く。）については、市の処理施設以外での再生処理をするよう指導しているが、全体の詳細な把握が困難であることから、発生量についても把握するに至っていない。

注2：事業系ごみのうち、家庭系ごみの分別区分では、プラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、飲・食料用ガラスびん類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類、乾電池、蛍光管に該当するものについては、産業廃棄物に該当することから、市の処理施設では受け入れていない。

II 一般廃棄物の分別区分

1 家庭系ごみ

種 類	品 目
焼却ごみ類	台所ごみ、紙、木、竹、衣類、ゴム製品、皮製品、汚れたプラスチック製容器類など
古紙類	新聞、雑誌・雑紙、段ボールなど
プラスチック製容器類	プラスチック製カップ、袋、ボトル、チューブ、トレイなど
ペットボトル類	飲料、調味料、酒類などのペットボトル
空き缶類	飲・食料用空き缶、スプレーの缶など
飲・食料用ガラスびん類	飲・食料用ガラスびん、内服用の薬品びん
破碎ごみ類	炊飯器、ポット、電話機、安全かみそり、鍋、LED、硬質プラスチック製品など
陶器・ガラス類	化粧品・薬品のびん、陶器・ガラス製食器、電球など
乾電池	乾電池（ボタン型電池、充電式電池は除く）
蛍光管	蛍光管
粗大ごみ	タンス、ベッド、自転車、布団など

2 事業系ごみ^{注3}

種 類	品 目
焼却ごみ類	紙類、生ごみなど
粗大ごみ	可燃系の粗大ごみ

注3：事業系ごみのうち、古紙類については、資源ごみとして市の処理施設以外で再生処理するように指導している。

Ⅲ 一般廃棄物の適正な処理およびこれを実施するものに関する基本的事項

1 収集運搬

(1) 収集および運搬する廃棄物の量

(単位：トン)

種 類	収集運搬主体		合 計
	市 (委託)	許可業者 および排出者	
焼却ごみ類	19,896	15,503	35,399
(内訳)	市 処 理	19,896	33,522
	市外搬出	—	1,877
古紙類	1,159	3,172	4,331
(内訳)	市 処 理	—	1,159
	資源回収	—	3,172
プラスチック製容器類	996	—	996
ペットボトル類	321	—	321
空き缶類	237	—	237
飲・食料用ガラスびん類	548	—	548
破砕ごみ類	1,022	—	1,022
陶器・ガラス類	374	—	374
乾電池	26	—	26
蛍光管	11	—	11
粗大ごみ	1,017	5	1,017
動物死骸	2	7	9
(内訳)	市 処 理	—	2
	市外搬出等	—	7
合 計	25,609	18,687	44,296
(内訳)	市 処 理	25,609	39,240
	市外搬出等	—	5,056

(2) 家庭系ごみの収集運搬

① 市が委託する収集運搬業者が次の収集方法により収集を行う。

ステーション方式：市の指定したごみ集積所（町内会等が維持管理するもの）に出された焼却ごみ類等を収集する。

戸別収集方式：家庭の玄関先等に出された粗大ごみを収集する。

拠点回収方式：地域まちづくりセンター等に設置している回収箱に出された乾電池等を回収する。

② 収集区域、収集日程等

市内を21地区に分け、収集地区ごとのごみ種類別収集日程により収集を行う。

収集日程については、草津市ごみカレンダー等にて周知する。

③ 収集運搬計画

分類基準および排出方法の詳細については下記のとおりとし、草津市ごみカレンダー等にて周知する。

種 類	収集回数	収集運搬 主体	委託業者	収集 方法	排出時の 形態
焼却ごみ類	2回/週	市 (委託)	大五産業株式会社	ステーシ ョン方式	市指定袋
古紙類	1回/月				直接
プラスチック製容器類	2～3 回/月				市指定袋
ペットボトル類	1回/月				市指定袋
空き缶類					市指定容器
飲・食料用ガラスびん類			市指定容器		
破碎ごみ類	—		大五産業株式会社	—	袋または 直接
陶器・ガラス類					袋または 直接
乾電池			—	—	拠点回収 方式
蛍光管	蛍光管 回収箱				
粗大ごみ	2回/月		草津環境管理 サービス企業組合	戸別収集 方式	直接 (処理券貼付)

収集地区 21地区	志津A、志津B、草津A、草津B、大路A、大路B、渋川、矢倉A、矢倉B、 老上A、老上B、玉川A、玉川B、笠山、山田A、山田B、上笠、笠縫A、 笠縫B、平井、常盤
--------------	--

④ 臨時または多量に発生する場合の処理

家庭系ごみが臨時または多量に発生する場合は、排出者が直接、草津市立クリーンセンターまで運搬する。

また、同居者がいない者の遺品整理または世帯員全員が満65歳以上の者、障害者および要介護認定（要支援1、2の者は除く）を受けている者のみで構成される世帯において、一時的に多量のごみが発生した場合に、排出者が、本市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼し、草津市立クリーンセンターへ搬入することができる。

(3) 事業系ごみの収集運搬

収集運搬主体	収集運搬方法
排出者または許可業者	<ul style="list-style-type: none"> ・排出者が運搬を行う。 ・本市が許可した一般廃棄物収集運搬業者が、排出者の委託を受け、収集運搬を行う。

事業系ごみは、排出者が、自らの責任において適正に処理することを原則とする。

排出者は、ごみの減量化・資源化に努め、分別を徹底し、自らが処理できない場合には排出者が直接市の処理施設に搬入するか、または市が一般廃棄物の収集運搬を許可した業者に委託して市の処理施設に搬入し、処理を行うものとする。

また、排出者は、生ごみや草木等の処理にあたっては、民間の資源化施設も活用しながら飼料化、堆肥化等に可能な限り積極的に取り組むこととする。

(4) その他

一般廃棄物の種類	収集運搬主体	収集運搬方法
動物死骸	市 (委託)	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者が中継所まで自己搬入する。 ・所有者不明のもので、公道等のもものは市の委託業者が収集し、中継所まで搬入する。

委託業者：大五産業株式会社

2 処理

(1) 廃棄物の処理主体および処理方法

① 処理主体が市の場合

(単位:トン)

種 類	搬入先	処理主体	処理方法	搬入量				
焼却ごみ類	草津市立クリーンセンター	市(委託)	焼却(埋立)	33,522				
				(内訳)				
				家庭系	19,896			
				事業系	13,626			
古紙類	草津市立クリーンセンター	市(委託)	資源化	1,159				
プラスチック製容器類	草津市立クリーンセンター	市(委託)	選別・圧縮・梱包(資源化)	996				
ペットボトル類	草津市立クリーンセンター	市(委託)	選別・圧縮・梱包(資源化)	321				
空き缶類	草津市立クリーンセンター	市(委託)	保管(資源化)	237				
飲・食料用ガラスびん類	草津市立クリーンセンター	市(委託)	選別(資源化)	548				
破碎ごみ類	草津市立クリーンセンター	市(委託)	再分別(焼却、資源化、埋立)	1,022				
						(株)水口テクノス ^{注4}	委託業者	資源化
陶器・ガラス類	草津市立クリーンセンター	市(委託)	選別・埋立	374				
乾電池	草津市立クリーンセンター	市(委託)	梱包・保管	26				
						野村興産(株) イトムカ鉱業所	委託業者	資源化
蛍光管	草津市立クリーンセンター	市(委託)	梱包・保管	11				
						野村興産(株) 関西工場	委託業者	破碎・資源化
						野村興産(株) イトムカ鉱業所	委託業者	資源化
粗大ごみ	草津市立クリーンセンター	市(委託)	破碎(焼却、資源化、埋立)	1,022				
				(内訳)				
				家庭系	1,017			
				事業系	5			
動物死骸	中継所	市(委託)	保管	2				
						(株)猪名川動物霊園	委託業者	焼却
合 計				39,240				
				(内訳)				
				家庭系	25,609			
				事業系	13,631			

【危機管理対策】

万一、草津市立クリーンセンターの焼却施設の故障等によって焼却ごみが処理できなくなった場合には、3,000トンを上限として、焼却および最終処分を三重中央開発株式会社に委託する。

また、市内において災害等が発生した時の一般廃棄物の収集運搬業務等を安定的に継続できるよう、収集委託業者間で相互に協力し合う協定を締結している。

注4：破砕ごみ類および粗大ごみに含まれる小型家電については、小型家電リサイクル法に従い、(株)水口テクノスにて再資源化処理を実施している。

② 処理主体が排出者の場合

(単位:トン)

一般廃棄物の種類	処理主体	搬入先	処理方法	搬入量
古紙類 ^{注5}	排出者	古紙回収業者	資源化	3,172
刈草類	滋賀県南部土木事務所	株式会社アヤシロ栗東支店(栗東市)	堆肥化	882
	関西電力株式会社 滋賀電力部	有限会社クリエイト・マエダ(高島市)	堆肥化	60
	国土交通省 滋賀国道事務所	株式会社アヤシロ栗東支店(栗東市)	堆肥化	50
		有限会社クリエイト・マエダ(高島市)	堆肥化	100
生ごみ	合同会社西友南草津店	株式会社水口テクノス(甲賀市)	堆肥化	34
	ラ・ムー草津店			
	株式会社平和堂(市内7店舗)	株式会社橋本(岐阜県関市)	飼料化	185
	社会福祉法人びわこ学園	株式会社MTK(湖南市)	堆肥化	70
	東住吉マルタマフーズ株式会社			
	マックスバリュ駒井沢店	京都有機質資源株式会社(京都府長岡京市)	飼料化	76
	バロー草津店			
	イオンモール株式会社 イオンモール草津	株式会社エム・シー・エス(三重県伊賀市)	堆肥化	420
イオンリテール株式会社 イオン草津店				
動物死骸	ニプロ株式会社	株式会社猪名川動物霊園(兵庫県猪名川町)	焼却	2
	滋賀県西部・南部地域鳥獣被害防止対策協議会			
	石原産業株式会社	株式会社美濃ラボ(岐阜県海津市)	焼却	5
	タカラバイオ株式会社			
合 計				5,056

注5：上記のうち古紙類だけが家庭系ごみ(資源回収活動分)であり、その他は事業系ごみである。

(2) 処理施設の概要

① 草津市の施設

施設名	所在地	型式	能力
ごみ焼却処理施設	草津市馬場町1200番地25 草津市立クリーンセンター内	ストーカ方式	127トン /日
プラスチック圧縮梱包 処理施設	草津市馬場町1200番地25 草津市立クリーンセンター内	油圧プレス方式	9トン /5h
ペットボトル圧縮梱包 処理施設	草津市馬場町1200番地25 草津市立クリーンセンター内	油圧プレス方式	1.5トン /5h
粗大ごみ・破碎ごみ 処理施設	草津市馬場町1200番地25 草津市立クリーンセンター内	破碎・選別方式	4.5トン /5h
びん類選別ライン	草津市馬場町1200番地25 草津市立クリーンセンター内	ライン方式	4トン /5h
陶器・ガラス類選別 ライン	草津市馬場町1200番地25 草津市立クリーンセンター内	ライン方式	3.8トン /5h

② 委託処理している施設

施設名	所在地
野村興産株式会社イトムカ鉱業所	北海道北見市留辺蘂町字富士見217番地1
野村興産株式会社関西工場	大阪府大阪市西淀川区中島二丁目4番143号
株式会社水口テクノス	滋賀県甲賀市水口町松尾502番地18
株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51-2

3 最終処分

(1) 委託している施設

最終処分場名	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター 広域処分場（神戸沖および大阪沖埋立処分場）	兵庫県神戸市東灘区向洋町地先および 大阪府大阪市此花区北港緑地地先

(2) 処分量

(単位：トン)

一般廃棄物の種類	処 理 量
焼却残渣	3,737
不燃ごみ	362
合 計	4,099

IV 排出抑制のための方策

1 ごみ排出抑制の方策

(1) ごみの11種類分別の実施

焼却ごみ類、古紙類、プラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、飲・食料用ガラスびん類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類、乾電池、蛍光灯、粗大ごみに分別し、回収することにより、ごみの減量と資源の有効利用に努める。

(2) 指定袋制の実施

焼却ごみ類、プラスチック製容器類、ペットボトル類について、市指定のごみ袋を使用し、分別の徹底と排出抑制を図る。

(3) 資源回収活動への支援

紙類や古着は、資源として再利用できることから、町内会等の各種市民団体に対し、家庭から排出される段ボール、新聞紙、雑誌等の紙類および古着、布切れ等の繊維類および小規模事業者が排出する紙類を対象として奨励金を交付する。

(4) 生ごみ処理容器購入者への補助

生ごみは、堆肥化することにより、有効な土壌改良剤になることから、家庭から出る生ごみの堆肥化によるごみ減量を促進するため、生ごみ処理容器購入者へ補助金を交付する。

(5) 段ボールコンポストの実践普及啓発

家庭から出る生ごみの堆肥化によるごみ減量を促進するため、家庭で手軽に生ごみの堆肥化に取り組める段ボールコンポストの普及拡大と指導者の育成に取り組む。

(6) 事業所へのごみの分別、減量指導

事業系ごみの減量化、資源化を目指し、前年度に月平均2トン以上の一般廃棄物を市の処理施設に搬入された事業所を対象に、一般廃棄物減量計画の作成と減量への取組の指導を行う。

(7) 粗大ごみの有効活用

粗大ごみは、できる限り下取りに出すか、フリーマーケットやリユースショップの活用などリユースに努めるよう呼びかけるとともに、粗大ごみとして排出されたもののうち、再利用できるものについては、官公庁ネットオークションに出品している。

(8) 持込事前申請制度

クリーンセンターへのごみの直接持込を一定量に抑えるとともに、持込の待ち時間を解消するため、事前申請を必要とする制度を実施することで、排出抑制や安全で安定的なごみ処理を図る。

(9) 転入者窓口指導

転入者には、転入手続時に「ごみ分別ブック」等を配布し、分別の啓発を行う。

(10) 買い物袋持参運動の展開

レジ袋の使用自粛をPRし、プラスチックごみの減量を呼びかけるため、関係団体等とともに買い物袋持参運動を推進する。

(11) 簡易包装の推進

包装資材がごみの増加原因の一つとなっていることから、販売店に対し簡易包装の推進を呼びかける。

(12) 食品ロスの削減

まだ食べられるのに廃棄される、いわゆる食品ロスの削減に向けて、啓発を行う。

(13) クリーンセンターにおける啓発等

ごみの処理および分別・減量に関心を持ってもらうため、くさつエコスタイルプラザを拠点に3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：資源化）の推進等に関連する啓発や講座等を実施するとともに、クリーンセンターの見学を積極的に受け入れる。

(14) ごみ問題を考える草津市民会議との連携

ごみ問題を考える草津市民会議と連携を強化し、市民、事業者、行政が一体となり、ごみの減量やリサイクルの推進等に取り組む。

V その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

1 処理除外物

次の品目については、市が行う家庭ごみの定期収集および処理施設での受入は行わない。

- (1) 有害性、危険性、爆発性、発火性、引火性のあるもの、および著しい悪臭を発するもの（毒物、劇物、農薬、ガソリン、灯油等の廃油等）。
- (2) 一般廃棄物の処理を著しく困難にし、または市の処理施設の機能に支障を生じさせるもの（タイヤ、バッテリー、バイク（原動機付自転車を含む）、自動車、ピアノ、農機具、消火器、ガスボンベ、耐火金庫等）。

2 一般廃棄物処理業許可

(1) 一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可

本市の事業系一般廃棄物排出見込量に対し、既存許可業者の収集運搬能力が十分に満たされる見込みであるため、新たな一般廃棄物処理業（収集運搬業）の許可は原則与えないこととする。

(2) 一般廃棄物処理業（処分業）許可

本市の一般廃棄物排出見込量に対し、既存施設の処理能力が十分に満たされる状態においては、新たな一般廃棄物処理業（処分業）の許可は原則与えないこととする。

3 ごみの不法投棄対策

(1) 不法投棄監視パトロール

市内の道路、河川等における不法投棄の発生を監視し、不法投棄が行われた場合、投棄物の回収、原因者の調査等を行うために、定期的に監視パトロールを実施する。

原因者が特定できた場合には、召喚のうえ投棄物を引き取らせ、厳重注意を行うとともに、悪質な事例については警察の協力を得ながら対応していくこととする。

(2) 不法投棄禁止看板の交付

ごみ集積所や市内の道路、河川等へのごみの不法投棄を防止するとともに、不法投棄が犯罪行為であることを広く啓発し、不法投棄を許さない地域づくりを進めてもらうため、「不法投棄禁止看板」を要望のある町内会に交付する。

(3) 監視カメラの設置

不法投棄多発地点への対策として、監視カメラを設置し、不法投棄の発生防止と原因究明に努め、原因者が特定できた場合の迅速な措置につなげていく。

4 特定家庭用機器

「特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）」で定められている特定家庭用機器（以下「機器」という。）については、小売店による引取義務がある機器以外で、他に引取先が見つからない機器に限り、市が収集を行い、指定引取場所に搬入する。

5 指定再資源化製品

製品の製造、加工、修理もしくは販売の事業を行うものが自主回収をする「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」に定められている指定再資源化製品については、不法投棄の回収等を除いて市が収集を行わない。

6 在宅医療廃棄物

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物のうち、血液や汚物が付着した、またはその恐れのある廃棄物については、市と排出者とが処理方法等を協議し、収集運搬および処理に支障のないものについては市が処理をする。また、収集運搬および処理に支障があると疑われるものや注射針など鋭利なものについては、排出者が病院や薬局等購入されたところに相談し処理を依頼する。

7 水銀による環境の汚染の防止

環境中を循環しつつ残留し、生物の体内に蓄積する特性を有し、かつ、人の健康および生活環境に被害を生ずるおそれがある水銀を含む廃棄物の適正な処理に努める。特に、日常生活で身近な蛍光管は市役所および地域まちづくりセンターで拠点回収する。なお、水銀を使用した体温計や血圧計は、拠点回収のほか、直接、市環境政策課窓口または資源循環推進課でも受け入れる。

8 ごみ分別アプリケーションによる情報発信

市民がスマートフォン等で手軽に正しいごみの分別等の情報を入手できるよう「ごみ分別アプリ」を活用し、市民に情報を発信する。

9 野外焼却の禁止啓発

野外焼却は、近隣住民の健康や生活に悪影響を及ぼすとともに火災の原因にもなる危険な行為であり、宗教上の行事や農業に伴う稲わら等一部の例外を除き法律で禁止されている。

また、宗教や農業関連の焼却であっても住民に悪影響が及べば禁止の対象となることから、野外焼却の現場が発見された場合、原因者に行為の中止を指導しつつ、野外焼却が法律で禁止された行為であるという意識の浸透を市民に図っていく。

10 地球温暖化防止対策

ごみを焼却する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであることから、焼却ごみの量を減らすため、ごみの減量化施策を積極的に推進する。

第三 生活排水処理

I 一般廃棄物の排出の状況

し尿	1,396	キロリットル
<u>浄化槽汚泥</u>	<u>1,705</u>	<u>キロリットル</u>
合計	3,101	キロリットル

II 一般廃棄物の処理主体

湖南広域行政組合

(1) し尿の収集・運搬

大五産業株式会社

(2) 浄化槽の清掃および汚泥の収集・運搬（許可業者）

大五産業株式会社

(3) 中間処理

湖南広域行政組合環境衛生センター（以下「環境衛生センター」という。）

III 処理計画

収集・運搬計画

(1) し尿の収集・運搬計画

① 収集・運搬する廃棄物の量

し尿 1,396 キロリットル

② 収集区域の範囲

草津市内

③ 収集回数

概ね、月1回

④ 収集の方法

委託業者による収集

⑤ 収集・運搬する廃棄物の搬入先別内訳量

環境衛生センター 1,396 キロリットル

(2) 浄化槽汚泥の収集・運搬計画

① 収集・運搬する廃棄物の量

浄化槽汚泥 1,705 キロリットル

② 収集区域の範囲

草津市内

③ 収集回数

年1～2回

④ 収集の方法

許可業者による収集

⑤ 収集・運搬する廃棄物の搬入先別内訳量

環境衛生センター 1,705 キロリットル

IV その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥収集運搬業）許可および浄化槽清掃業許可

本市の浄化槽汚泥の発生見込量に対して、既存の許可業者の収集運搬能力が十分に満たされる見込みであるため、一般廃棄物処理業（浄化槽汚泥収集運搬業）および浄化槽清掃業の新たな許可は原則与えないこととする。